

厚生労働大臣の定める基準

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 指定医療機関について

- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病指定医療機関

■ 明細書発行体制について

当院では、厚生労働省の通知に基づき、医療の透明化および患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様です。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されます点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合はその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

■ 保険外負担に関する事項

当院では、各種予防接種料、診断書料につきまして、それぞれ実費のご負担をお願いしております。

■ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに医薬品が提供しやすくなります。

■ 医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカード(以下マイナ保険証)を用いて医療情報を取得できる体制を整えております。マイナ保険証の利用や問診票等を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めて参ります。

▪ **長期処方、リフィル処方箋について**

当院では、患者様の状態に応じて「28日以上長期処方」「リフィル処方箋の交付」のいずれも対応可能です。

※長期処方、リフィル処方箋の交付が対応可能かは、医師の判断によります。